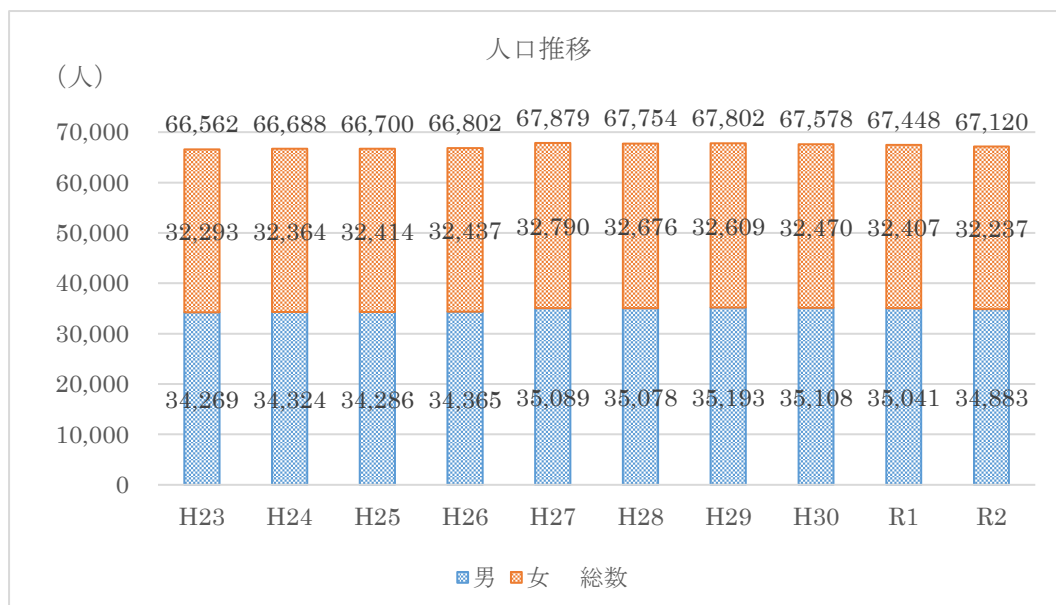


■□ 第2章 鹿嶋市の男女共同参画を取り巻く現状等

1 人口の状況

(1) 人口の推移

本市の総人口は、67,000 人前後で推移し、令和 2（2020）年 10 月 1 日現在で 67,120 人です。過去 10 年間の人口推移をみると、平成 27（2015）年をピークに緩やかに減少傾向にあります。なお、鹿嶋市人口ビジョン（2020 年改訂版）の推計値では、2060 年の鹿嶋市の総人口は 51,106 人まで減少するとの分析がされています。



【茨城県常住人口調査（各年 10 月 1 日現在）】

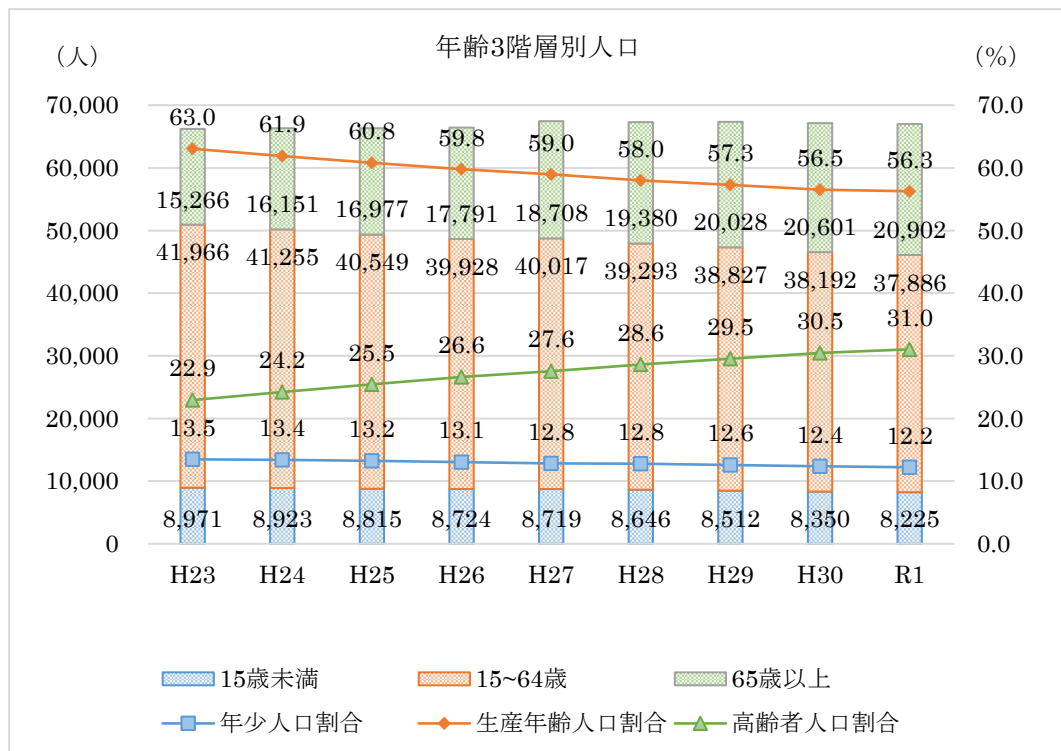
【2060 年までの鹿嶋市の人口推計（2015 人口ビジョン推計値）】

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
2015人口ビジョン (中位予測)	67,879	67,197	65,973	64,162	62,016	59,720	57,542	55,443	53,324	51,106
2015社会保障・人口問題 研究所推計 (上位予測)	67,879	68,223	67,810	66,730	65,206	63,495	61,737	59,955	58,012	55,808

(2) 人口構成

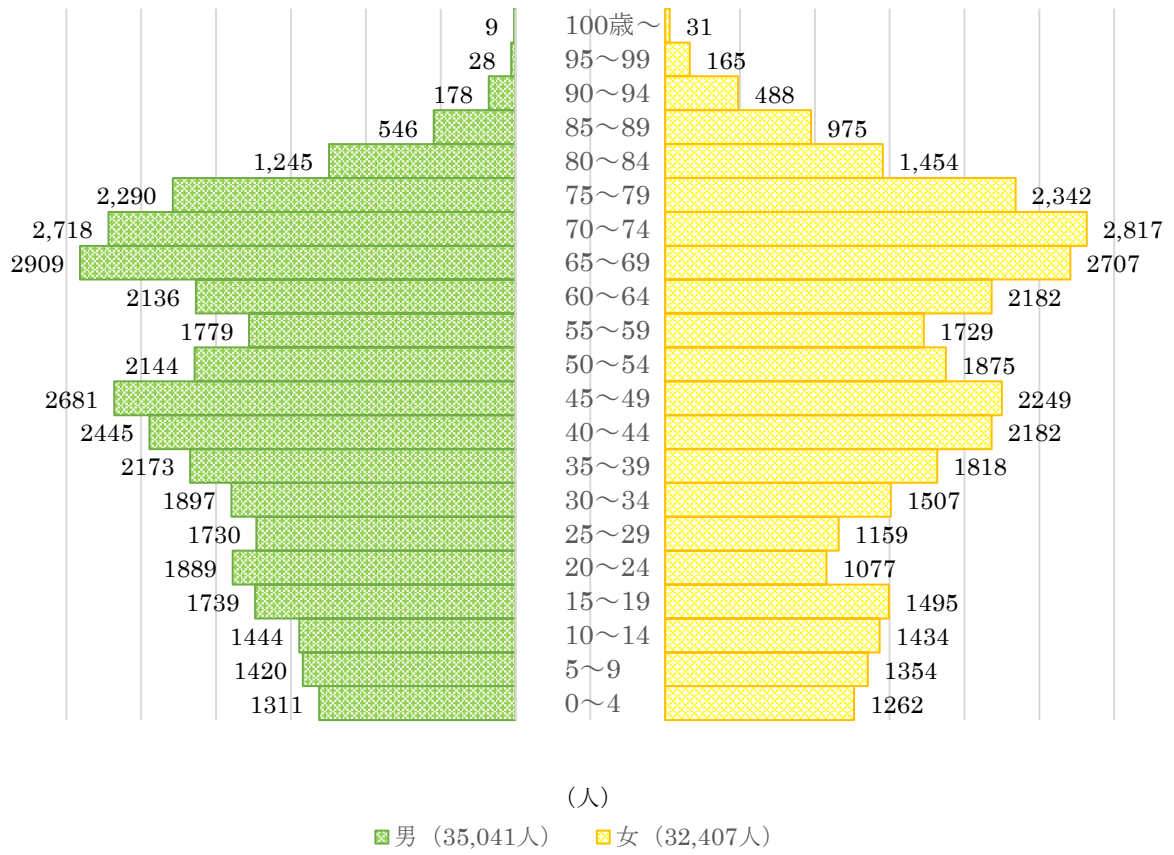
本市の年齢3階層別人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳未満）の割合は減少傾向にあり、一方で、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加傾向で、令和元（2019）年10月1日現在の人口割合は、年少人口12.2%、生産年齢人口56.3%、高齢者人口31.0%となっています。

本市の3.2人に1人が高齢者となっており、平成21（2009）年以降、超高齢社会へ移行し、少子高齢化の進行が継続しています。



【茨城県常住人口調査（各年10月1日現在）】

人口ピラミッド

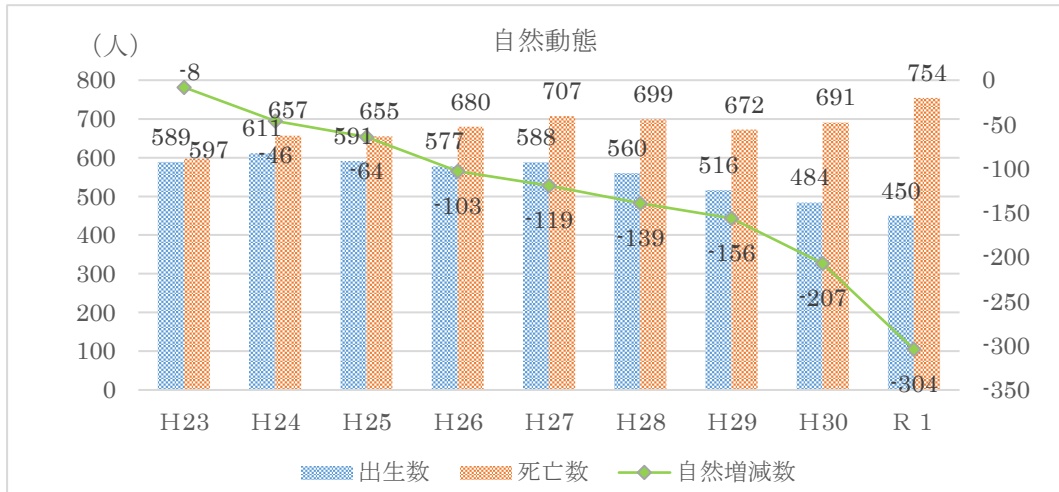


【茨城県常住人口調査（令和元年10月1日現在）】

(3) 自然動態

本市では、平成 23（2011）年以降、死亡数が出生数を上回り、自然減の状況が続いています。

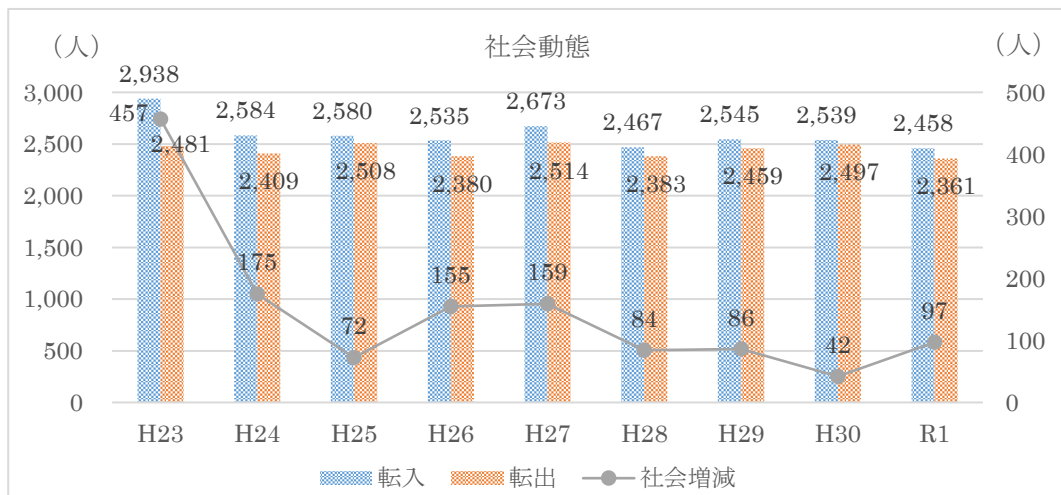
緩やかに推移していた出生数については、平成 29（2017）年以降大きく減少し、一方で死亡数は年々増加傾向にあり、令和元（2019）年における自然増減は、マイナス 304 人になっています。今後も、自然増減の減少幅は拡大する傾向にあります。



【茨城県常住人口調査】

(4) 社会動態

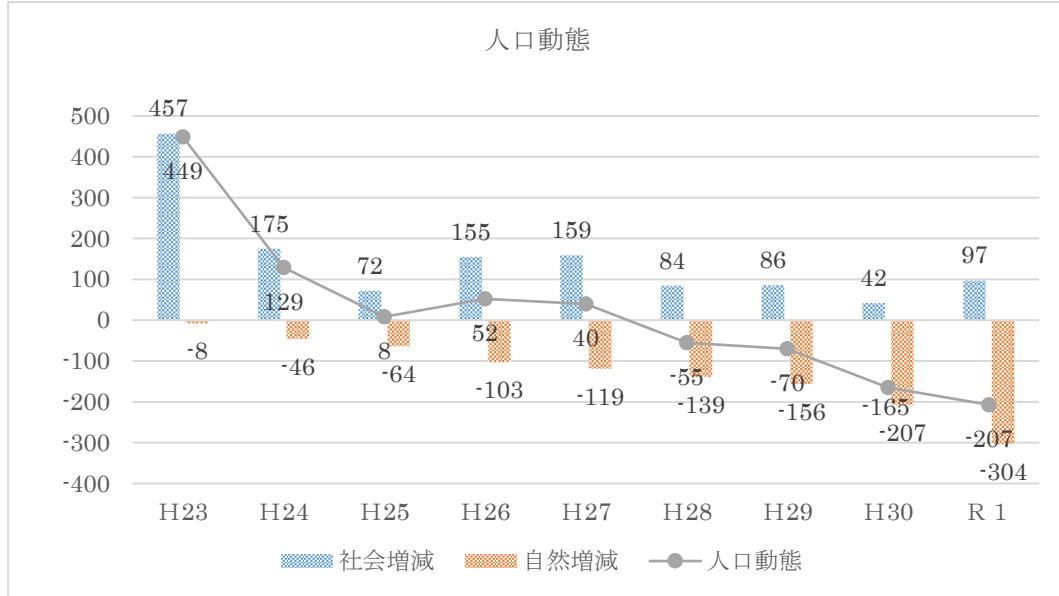
本市では、社会増とはなっているものの、平成 23（2011）年をピークに年々社会増減の減少幅は拡大しています。鹿嶋市人口ビジョン（2020 年改訂版）では、大学進学時に住民票を異動せず、就職時に異動させていることが推察される 20～24 歳の転出傾向、定年退職後の移住の影響による 60 歳代の転入傾向が依然として見られ、近年では原因は不明だが 30 歳代の転出傾向が指摘されています。



【茨城県常住人口調査】

(5) 人口動態

自然動態と社会動態を合わせた人口動態でみると、平成 28(2016) 年以降純増減は減少(マイナス)しています。

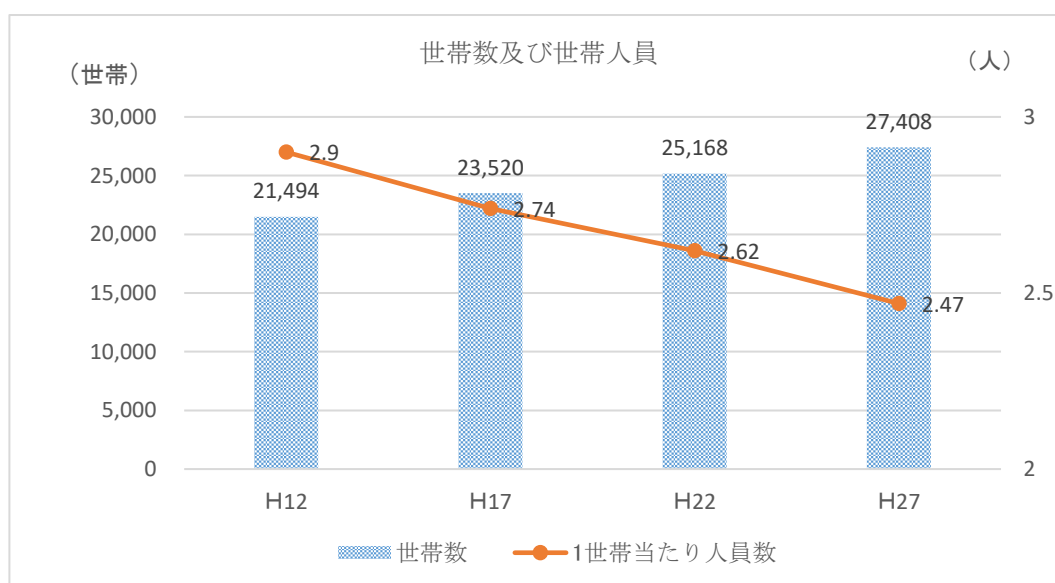


【茨城県常住人口調査】

2 世帯の状況

(1) 世帯数及び世帯人員

本市の世帯数は、年々増加傾向にあり、平成27(2015)年には、27,408世帯になっています。一方で、人口を世帯数で除した1世帯あたりの人員については緩やかに減少傾向にあり、平成27(2015)年には、2.47人となっています。本市においても、確実に核家族化が進行しています。



区分	平成12年(世帯)		平成17年(世帯)		平成22年(世帯)		平成27年(世帯)	
親族のみの世帯数	16,048	74.7%	17,299	73.6%	17,850	70.9%	18,518	67.6%
核家族世帯数	12,437	77.5%	13,711	79.3%	14,462	81.0%	15,457	56.4%
非親族を含む世帯	114	0.5%	121	0.5%	398	1.6%	196	0.7%
単身世帯	5,332	24.8%	6,100	25.9%	6,920	27.5%	8,674	31.6%
計(一般世帯数)	21,494	100.0%	23,520	100.0%	25,168	100.0%	27,408	100.0%
親族のみの世帯に占めるひとり親世帯数(再掲)	382	2.4%	443	2.6%	482	2.7%	427	1.6%
単身世帯に占める高齢単身世帯(再掲)	810	15.2%	1,200	19.7%	1,860	26.9%	2,747	10.0%

【国勢調査】

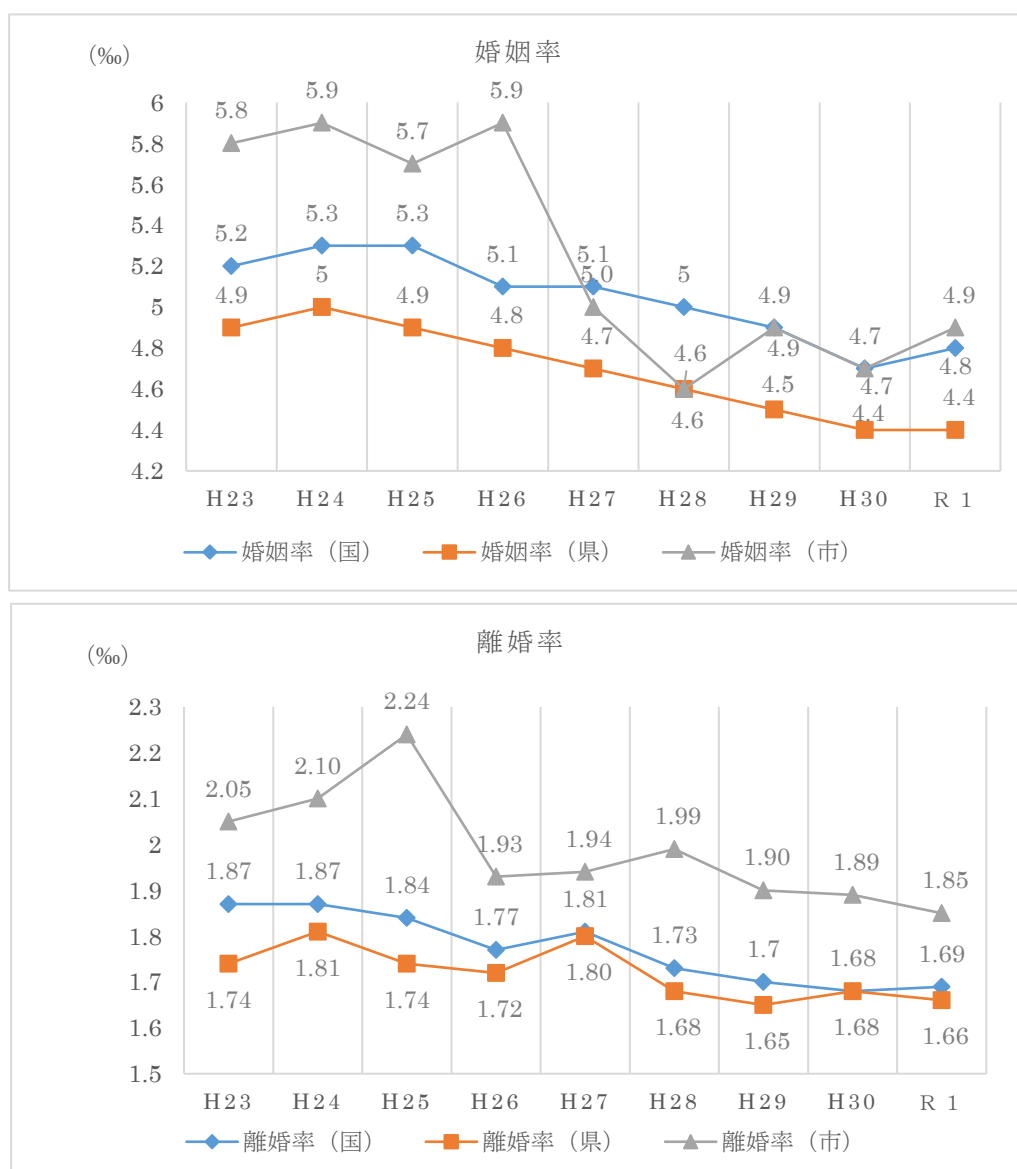
3 婚姻，出生等の状況

(1) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻率については，緩やかに推移していましたが，平成 27（2015）年以降減少し，一時増加に転じたものの，令和元（2019）年には 4.9‰*まで落ち込んでいます。

離婚率については，平成 24（2012）年以降増加傾向にありましたが，平成 25（2013）年の 2.24‰をピークに減少に転じ，緩やかに推移し，令和元（2019）年度は 1.85‰でした。

* ‰…1000 分の 1 を 1 とする単位。ここでは，人口 1,000 人あたりの件数のこと。

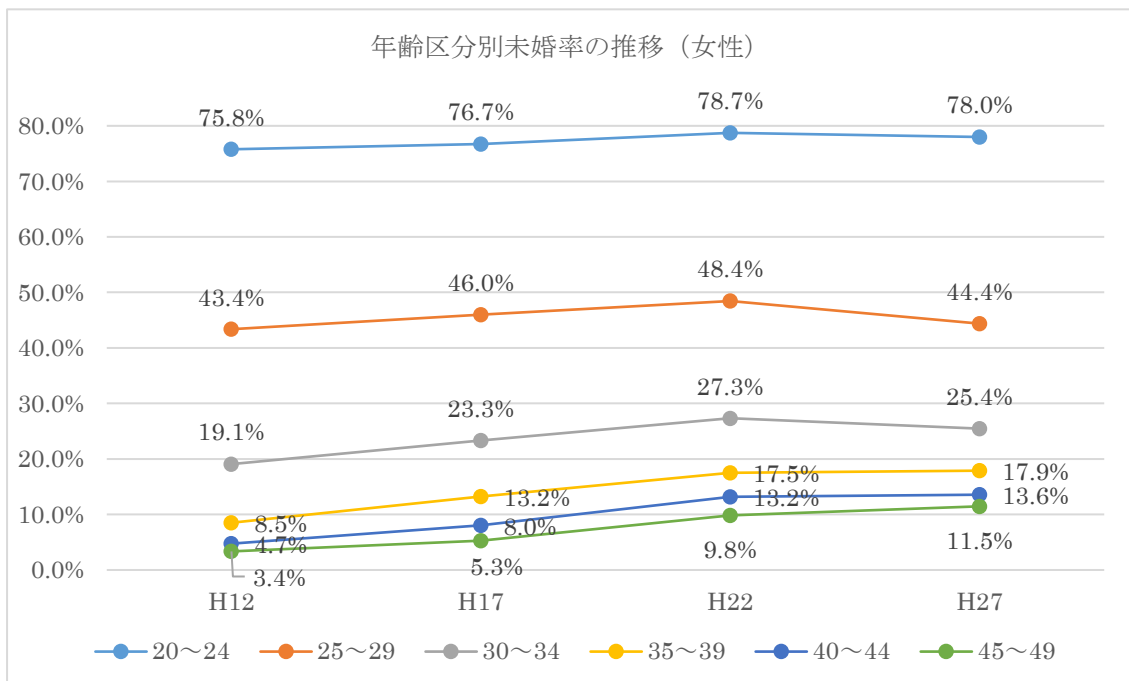
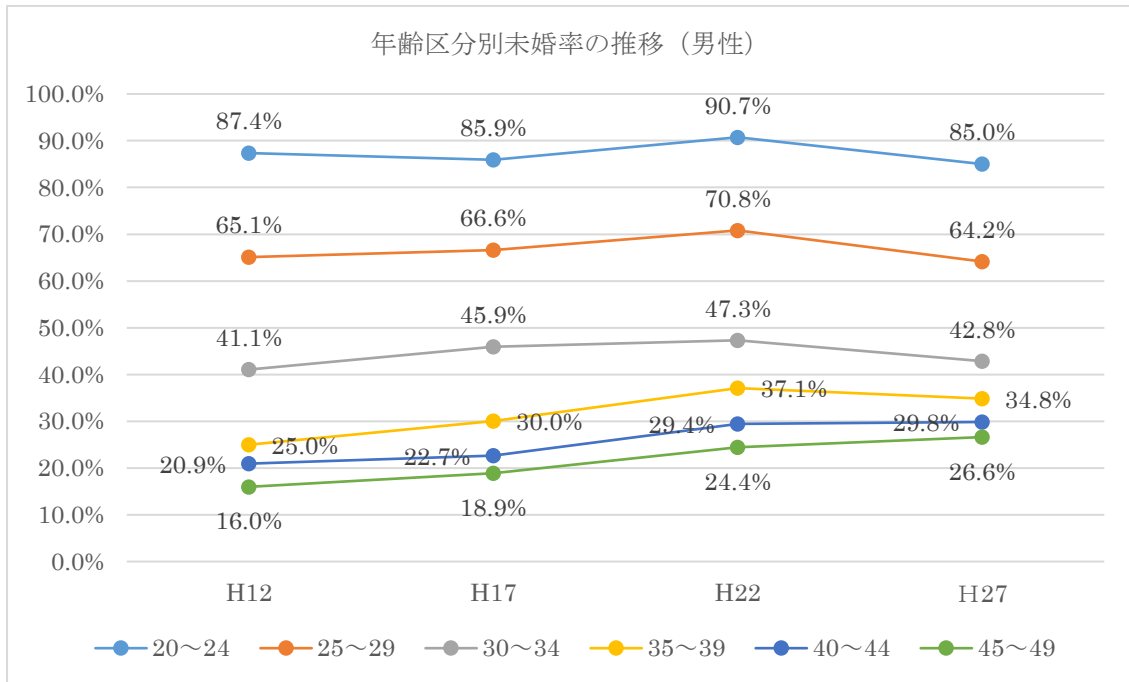


【人口動態統計】

(2) 未婚率

本市の未婚率については、男女ともに上昇傾向にありましたが、平成27(2015)年調査では、男女ともに20代、30代で減少しています。

一方で、平成12(2000)年調査と平成27年調査を比較すると、男女ともに30代後半の年代で8.1~10.6ポイント増加しています。

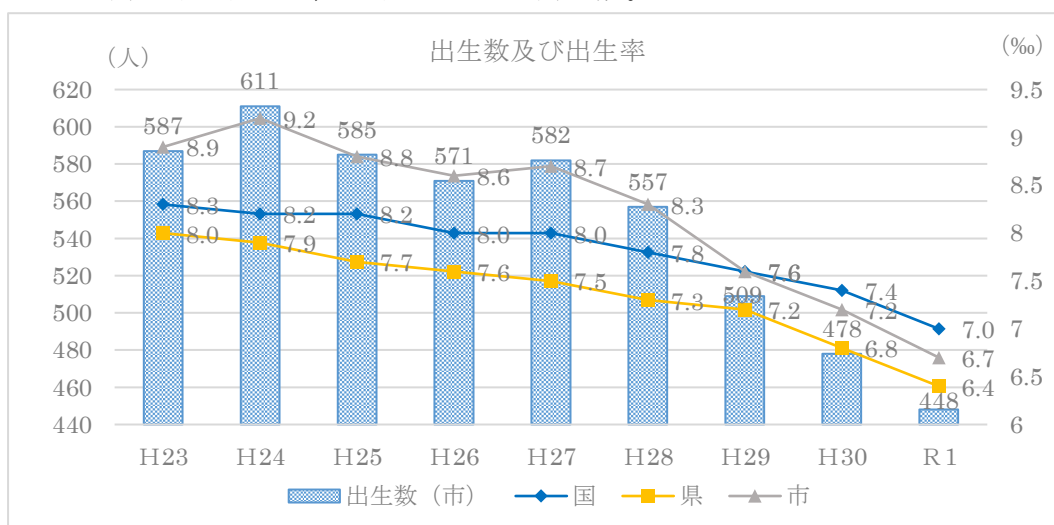


【国勢調査】

(3) 出生率と合計特殊出生率

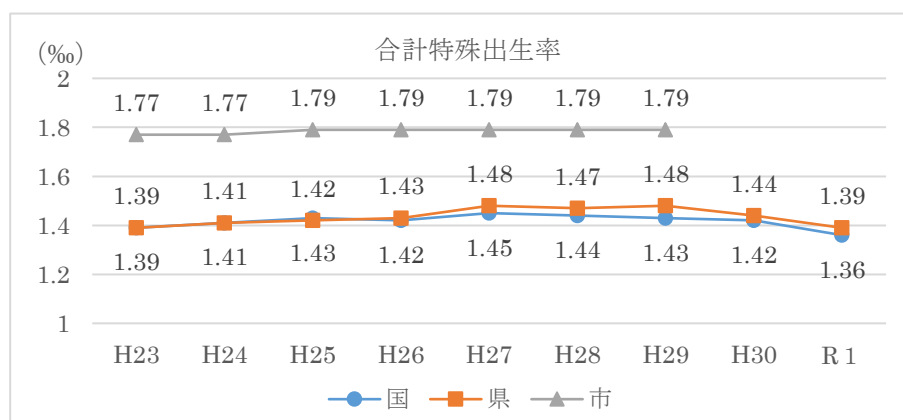
出生数については、概ね 580 人前後で推移していましたが、平成 28 (2016) 年以降年々減少し、令和元 (2019) 年には、448 人となっています。出生率*でみると、平成 29 (2017) 年までは、国、県の数値を上回っていましたが、平成 30 (2018) 年以降、県数値は上回っていますが、国の数値を下回り、令和元 (2019) 年は 6.7%となっています。

* 出生率：人口 1,000 人あたりの出生数。



【人口動態統計】

また、本市の合計特殊出生率*(ベイズ推定値*)は、平成 25(2013)年から平成 29 (2017) 年の期間では、1.79 で、国・県の数値を上回っています。しかしながら、人口を維持するのに必要な水準(人口置換水準)である 2.07 を下回っている状況です。



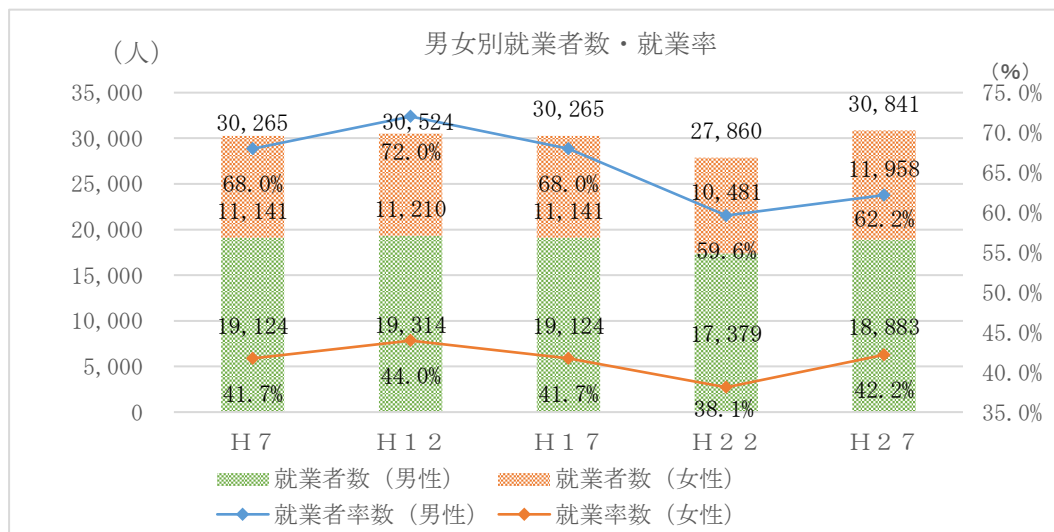
【人口動態統計】

- * 合計特殊出生率：その年次の 15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの子ども数に相当する。
- * ベイズ推定値：市区町村単位では出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことからベイズ統計による推定の適用を行って算出した数値。

4 就業の状況

(1) 男女別就業者数

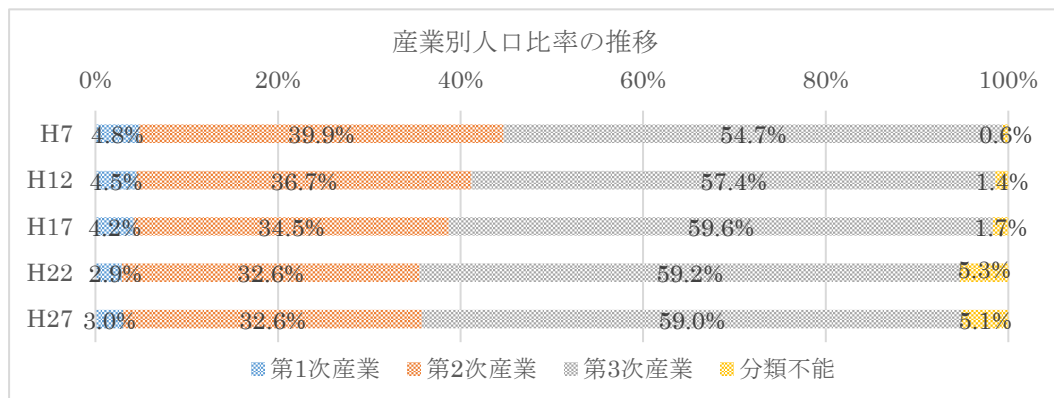
本市の就業者数及び就業率は、平成12(2000)年から平成22(2010)年まで減少傾向にありましたが、平成27(2015)年には増加に転じています。



(2) 産業別就業人口

【国勢調査】

産業別就業人口で見ると、およそ6割が第3次産業に従事し、第1次産業、第2次産業は減少傾向にあります。



※男女別産業別就業者職業分類上位5分類

産業別就業者(女:11,958人)	
卸売業, 小売業	19.3%
医療, 福祉	19.1%
製造業	10.0%
宿泊業, 飲食サービス業	9.3%
教育, 学習支援業	6.6%

産業別就業者(男:18,883人)	
製造業	27.3%
建設業	16.3%
運輸業, 郵便業	10.6%
卸売業, 小売業	8.9%
サービス業(他に分類されないもの)	6.3%

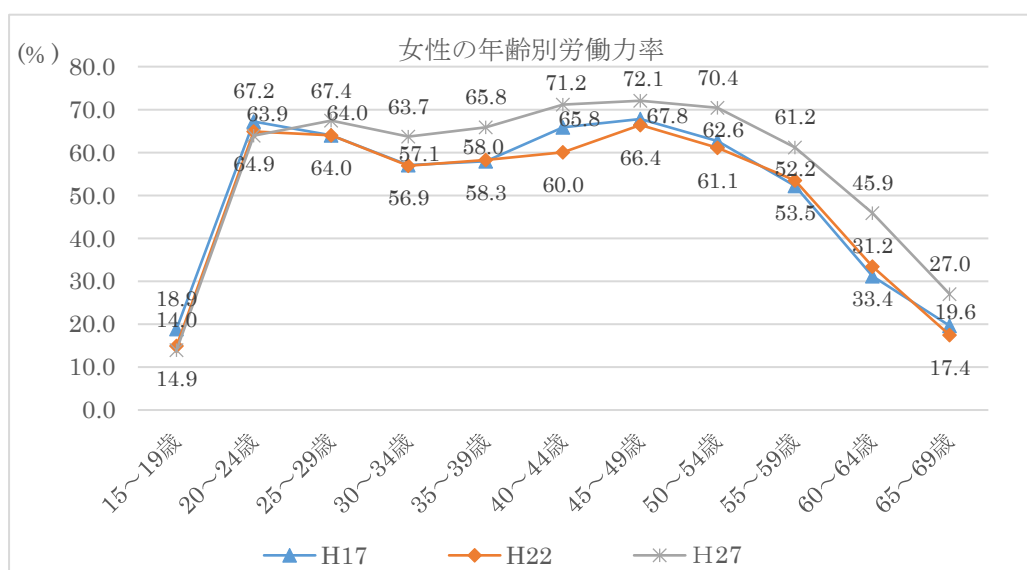
【国勢調査】

(3) 女性の年齢階級別労働力率・労働力状態 (15歳～69歳)

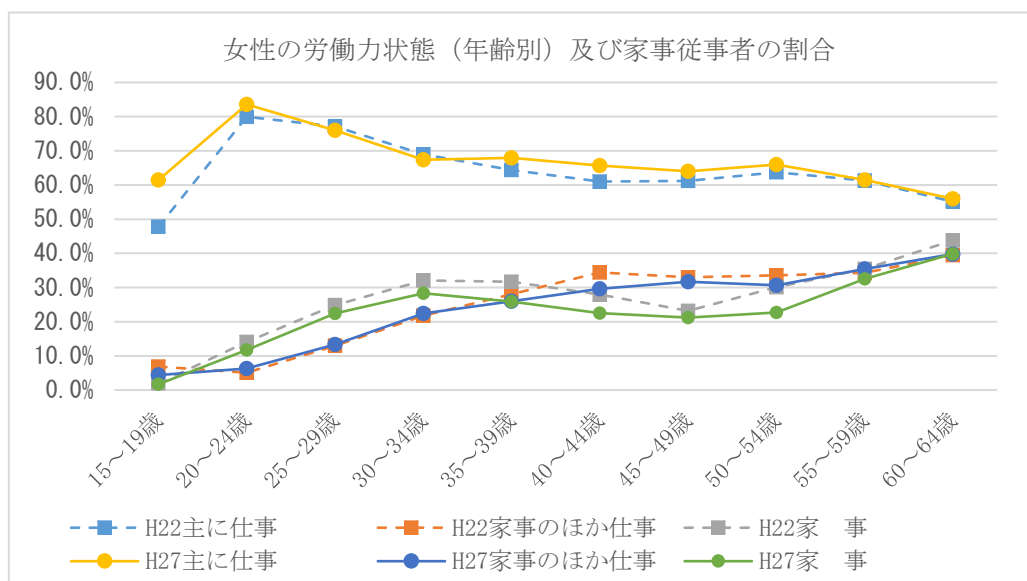
女性の年齢階級別労働力率*は、平成27(2015)年においても、30代前半を底に緩やかな「M字カーブ」を示しているものの、カーブは以前に比べて浅く、より「台形」に近い形状になっており、M字の底となる年齢階級も上昇しています。

女性の労働力人口のうち、主に仕事をしている方の割合は、20代後半～30代前半を除き年々上昇しています。一方で家事のほか仕事をしている方の割合は、30代後半から50代前半で減少しています。また、家事(就労していない者)の割合については、どの年代でも減少しています。

*労働力率=労働力人口(就業者+完全失業者)/15歳以上人口



【国勢調査】



注1)「主に仕事」「家事のほか仕事」については、労働力人口における割合。

注2)「家事」については、年齢別人口における割合。

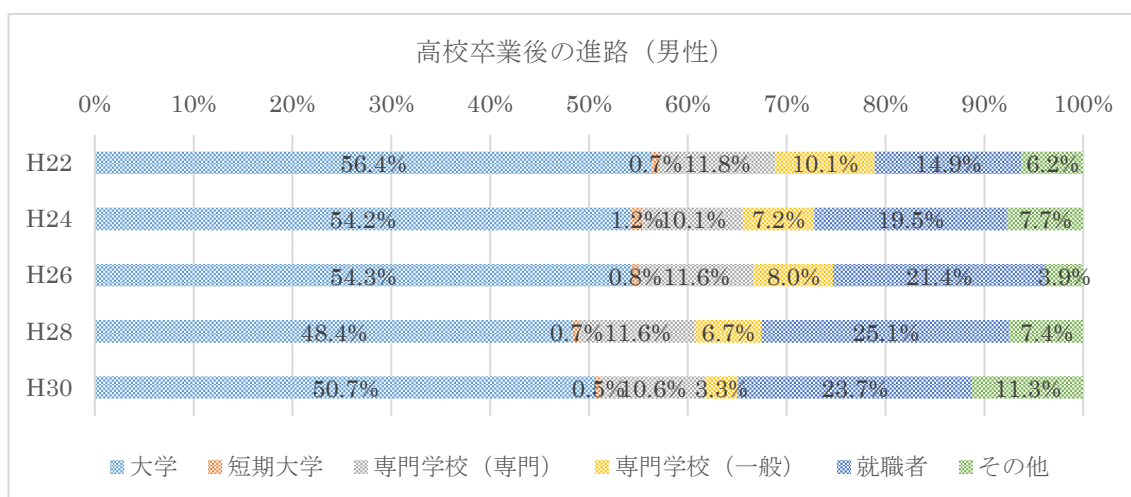
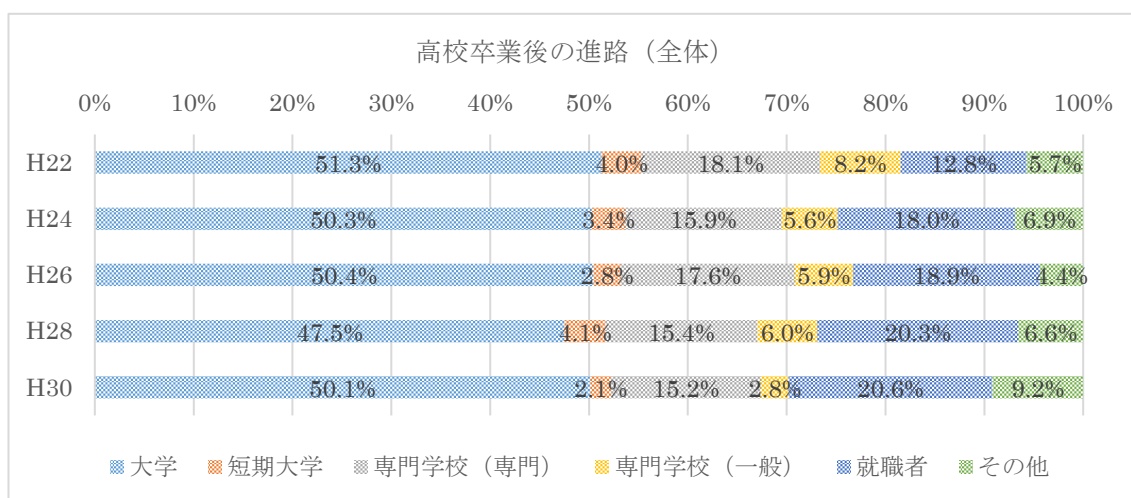
【国勢調査】

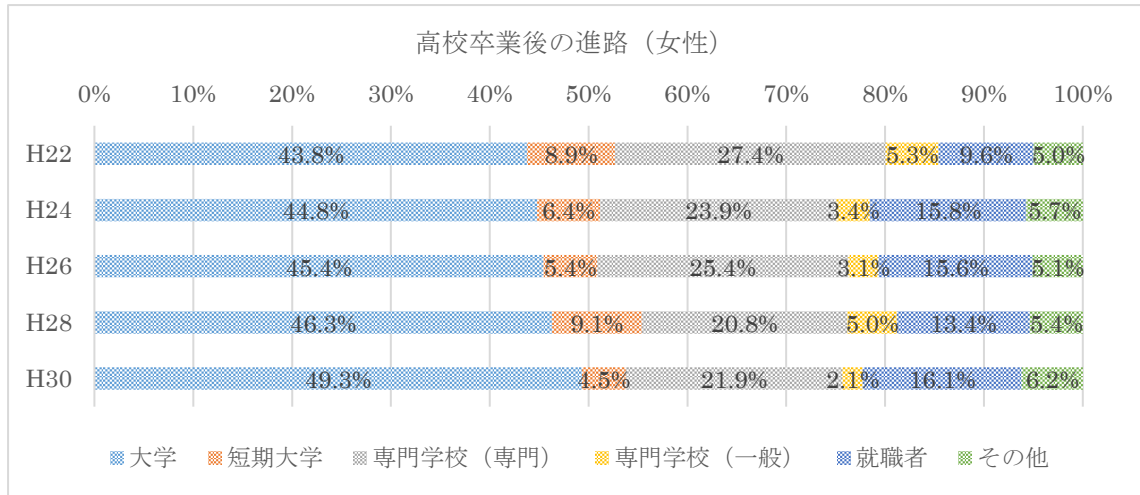
5 高校卒業後の進路の状況

高校卒業後の大学等進学率は、ここ数年ほぼ 50%で横ばいとなっており、専門学校まで含めると、平成 30（2018）年では 70.2%となっています。また、就職率については、ほぼ 20%で横ばいとなっています。

男女別では、男性の進学率は、緩やかに減少傾向にあり、一方で就職率が増加傾向にあります。

女性の進学率は、ほぼ横ばいですが、その内訳は、短期大学等が減少し、大学への進学が僅かですが増加の傾向にあります。また、専門学校への進学が減少し、就職率は 15%前後で推移しています。





※短期大学には、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学を含む。

※その他は、公共職業能力開発施設等入所者、一時的な仕事についた者、死亡・不詳など

【茨城の学校統計】

6 男女共同参画を取り巻く現状等における考察

(1) 少子化・人口減少社会の進行

本市の総人口は、これまで「社会増」が「自然減」を上回り、増加傾向でしたが、平成 28（2016）年以降、「自然減」が「社会増」を上回り、減少傾向にあります。

本市における合計特殊出生率は 1.79（平成 25（2013）年～平成 29（2017）年）で、県内で比較すると高い水準を保っているものの、人口置換水準（現在の人口を維持し、親の世代と同数で置き換わるために必要な合計特殊出生率のレベルのこと。）である 2.07 を下回っています。

未婚率は男女ともに上昇傾向にあり、30 代後半の年代で増加幅が大きくなっています。平均初婚年齢は、平成 30（2018）年に、男性 30.9 歳、女性 29.6 歳（人口動態統計。平成 24（2012）年：男性 29.4 歳、女性 27.8 歳）で上昇傾向にあり、晩婚化が進行しています。未婚化、晩婚化は少子化を進める要因の一つとなっています。

社会動態における年齢階級別人口移動状況（平成 22（2010）年→平成 27（2015）年国勢調査）は大きな変化が見られず、男女ともに 10 代、20 代で進学・就職等により東京圏への転出超過が目立っています。一方で、男性は東京圏以外の県外からは転入超過となっており、鹿島臨海工業地帯等への就職による影響が考えられます。また、60 歳代における定年退職後の移住と考えられる転入超過は継続しています。

20 代、30 代の女性の人口推移（国勢調査）をみると、平成 7（1995）年から平成 17（2005）年はほぼ横ばいで推移しましたが、平成 22（2010）年に大きく減少に転じて以降、減少傾向にあります。このことは、出生数の減少に大きな影響を与えていることが考えられます。

将来的な人口予測については、平成 27（2015）年国勢調査結果をもとに時点修正されたものの、2060 年の鹿嶋市の総人口は 51,106 人に減少するとの厳しい予測がされており（2015 国立社会保障・人口問題研究所推計を高位予測とし市において中位予測を設定。）、この予測に対し、令和 2 年 3 月に「鹿嶋市人口ビジョン」及び「鹿嶋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂、若者、特に女性が働きやすい就業環境を整えるとともに、共働きでも安心して子育てできる環境を整え、また、まちの魅力を高める様々な施策を展開することにより、U I J ターンなど新たな人の流れをつくりだし、まちの活性化を目指すとなりました。

（２）働き方の変化

少子化、人口減少の影響を受け、生産年齢人口が減少し就業者数も減少しています。特に中小企業等では、人材不足への対応が喫緊の課題となっており、人材獲得競争が激化しています。一方で、技術革新による急速なデジタル化が進んでおり、個人の働き方・社会参加の在り方も多様化してきています。

地域企業の持続的成長、発展は、地域経済の活性化に大きな影響を与えます。このため、地域特性を生かすとともに社会的ニーズに基づく将来予測も視野に、これまでのやり方や事業内容を見直したり、IoT（Internet of Things：モノのインターネット）やAI（人工知能）など新たな技術の活用、潜在力である女性や高齢者をはじめとする多様な人材がその能力を十分に発揮できる環境づくりなど、戦略的に取り組みを進めていくことが重要です。

平成 25（2013）年「日本再興戦略」において、女性の力をわが国最大の潜在力として捉え、あらゆる分野における「女性の活躍推進」が成長戦略の中核に位置付けられ、法制度の整備など、経済や社会のあらゆる分野における女性の活躍促進に対する機運の醸成が進みました。

本市の女性の就業状況をみると、平成 27（2015）年国勢調査における労働力率は 45.6%（県内 44 市町村中 39 位）、就業率は 42.2%（県内 42 位）、共働き率は 41.5%（県内 40 位）となっており、その割合はいずれも平成 22（2010）年国勢調査から上昇しているものの、県内で比較すると、女性の就業割合は従来から比較的低い地域となっています。

また、本市の女性の年齢階級別労働力率をみると、結婚・妊娠・子育てを機に就労を中断する M 字カーブが指摘されていましたが、平成 27（2015）年国勢調査では 30 代前半を底に緩やか M 字カーブを描いているものの、より「台形」に近い形状となっています。さらに、平成 29（2017）年就業構造基本調査において、鹿行圏域における女性の雇用形態は、15 歳から 30 代前半では正規雇用者がおよそ 6 割であるのに対し、30 代後半以降では非正規雇用労働者がおよそ 6 割に逆転している状況です。男性の若年層においても、平成 24（2012）年就業構造基本調査と比較すると 20 代後半から 30 代前半でおよそ 1 割が正規雇用から非正規雇用に移行している状況です。

女性の多くが非正規雇用の働き方を選択する背景には、家事や育児、あるいは介護の多くを女性が担っていること、家計の補助的な役割として働く方が多いこと、税制、社会保障制度、配偶者の勤務先で支給される「配偶者手当」等を意識し、就業調整していることなどが要因として考えられます。パートや派遣社員など、いわゆる非正規雇用の働き方は多様な就業ニーズに

えるというプラスの面もありますが、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の待遇差が、全ての年代の女性の貧困の背景になっているとの指摘もされています。

平成31（2019）年3月「鹿嶋市子ども・子育て支援計画」策定のためのアンケート調査（以下「平成31年子ども・子育て調査」という。）では、非正規雇用で働く母親（616名）のフルタイムへの転換希望の設問（P.67）に対し、およそ3割が「転換を希望するものの、実現できる見込みはない」と回答しています。

令和2（2020）年男女共同参画に関する市民意識調査（以下「令和2年市民意識調査」という。）では、女性が働き続けるために必要なこと（P.60）として、「保育所や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」がおよそ7割で最も高く、次いで「職場における育児・介護・看護のための休暇制度の充実」、「出産・介護などで離職した人に対する再雇用制度の充実」がおよそ5割、「男女双方の長時間労働の改善など、労働環境の改善」、「男性の家事参加への理解・意識改革」がおよそ4割の方から上げられました。女性の社会参画を促進していくためには、安心して子どもを預けられる環境の整備、離職後の社会復帰のための支援制度といった公的な支援サービス、働く場における労働環境の改善、家庭における役割分担と理解の促進が求められています。また、その根底にある人の意識、ジェンダー・バイアス*やアンコンシャス・バイアス*（無意識の偏見）を解消するための取り組みを進めることも必要です。

さらに、人生100年時代が到来する中で、息の長い現役生活を送っていくことが今後ますます重要となってきます。これまでの「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、性別を問わず人生のあらゆる段階に応じて、長時間労働などの働き方が改善され、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになることが求められています。

* ジェンダーバイアス…社会のあらゆる場面に存在する、ジェンダーに関わる偏りをいう。社会の仕組みや人々の行動様式、意識など、様々なレベルにおいて、明示されたものであれ、暗黙のものであれ、性による区別や男女の非対称的な扱いがなされている。

* アンコンシャス・バイアス…無意識の偏見。人が過去の経験や知識、習慣や価値観を基にして認知や判断を行う際に、素早く判断できるよう無意識のうちに持ってしまう偏見や固定観念のこと。

(3) 暮らしの変化

令和 2 年市民意識調査における、仕事と家庭生活等の優先度（P.59）については、依然として男女ともに理想より、男性は仕事、女性は家庭生活に軸足を置いている状況です。

令和 2 年市民意識調査において、男性が家庭生活（家事・育児・介護など）や地域活動等に参加するために必要なこと（P.42）については、家庭内における家事などの分担に対する家族間の協力、職場の上司や同僚の理解、労働環境の改善、男性の仕事中心の生き方、考え方などの意識改革があげられました。ワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、職場における環境づくりと両輪で、家庭や社会における意識と行動を変えていくための取り組みが必要です。

令和 2 年市民意識調査において、家庭生活における男女の地位の平等感（P.40）については、「男性優遇」がおよそ 7 割で、家庭における男女の不平等感は解消されていない状況です。男女別では、男性のおよそ 6 割、女性のおよそ 8 割が「男性優遇」、男性のおよそ 1 割、女性のおよそ 0.5 割が「平等」と回答しており、男女間の意識の差も見られています。このことは、いわゆる「見えない家事」など、家事における男女の認識に違いがあることや家庭での役割分担が進んでいないことも要因の一つにあると考えられます。家事や育児などについて、家庭内でコミュニケーションを図り、協力しあい共に責任と役割を果たしていくことが必要です。

一方で、子育て支援については、働くための子どもの預かり支援の視点だけではなく、子どもの育ち、親子関係づくりの観点から、親として成熟する機会や親子の信頼関係が十分に形成できるような家庭支援を充実させ、すべての親に子育てを楽しむ余裕と自己実現できる生き方を保障し、子育てに参加する時間と喜びを親から奪わない社会を実現していくことも大切な視点です。

(4) 男女共同参画に関する意識

令和2年市民意識調査における男女の地位の平等感(P.40)は、「社会全体」、「家庭」、「職場」において、およそ7割が「男性優遇」と考えています。平成15年市民意識調査においては、「家庭」、「職場」においてはおよそ6割が「男性優遇」と感じると回答しており、1次計画から2次計画を経ても、男女の不平等感は変化せず、むしろ増している状況です。

一方で、「男性は仕事、女性は家庭という考え方(固定的な性別役割分担意識)」について(P.40)は、およそ7割の方が「そう思わない」と答えており、意識としては浸透しつつあるものの、家庭や職場などあらゆる分野において不平等感が残っているという結果になっています。

男性が家事・育児を行うことに対するイメージについて(P.41)は、「男性も家事・育児を行うことは当然である」がおよそ6割、「子どもにいい影響を与える」がおよそ5割、「仕事と両立させることは難しい」がおよそ3割でした。家庭に関わることへの理想を持ちながらも、仕事の忙しさなどが課題となって、家庭と仕事の両立を阻んでいることが伺えます。

一方で各分野において女性リーダーが増えたときの影響(P.55)では「多様な視点加わることにより、新たなサービスや施策が充実する」がおよそ6割となっており、平成27年市民意識調査から上昇しています。しかしながら、女性のリーダーを増やそうとする際に障害となることの間(P.56)に対しては、およそ5割の方が「男性がリーダーとなるのが社会通念、慣行となっていること」、「保育・介護・家事などにおける夫や家族などの支援が十分ではないこと」と答えており、固定的な性別役割分担意識等に起因する社会通念、慣習・しきたりは女性の社会参画を阻害する要因の一つとなることがわかります。同項目で女性のおよそ3割が「必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと」と回答しており、それらの阻害要因の解消と同時に、女性が自信をもって、かつ自由に様々な分野で自らの希望を叶えることができるよう、エンパワーメント(一人一人が本来持つ素晴らしい潜在能力を能動的に沸き出させ、顕在化させること)を生み出すための支援を図っていくことも必要です。

（５）非常時に一層顕在化するジェンダー諸課題

近年頻発する大規模災害や感染症の流行などは、全ての人の生活を脅かすと同時に、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けます。このような非常時は、平時における固定的性別役割分担意識を反映して、負担の多くが女性に集中しがちです。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、立場の弱い、特に女性の非正規雇用労働者が職を失っている現状やパートなどで就業調整をしながら働く女性の場合、雇止めで失業しても失業保険が受け取れないケースがあるなど、経済的に不安定な状況に置かれています。また、感染拡大により余儀なくされた休校や休園、外出自粛、在宅勤務などにより家族が家にいる時間が長くなるなど、生活環境が変わる中で、家事や育児・介護などの家庭責任の多くを担う女性に負担が集中したり、DV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力の増加が懸念されるなど、ジェンダーに起因する諸課題がより一層顕在化しました。そうした中、女性の自殺者が、令和 2（2020）年 10 月における前年同月比で 1.8 倍と大きく増加していることも明らかになっています。

また、東日本大震災をはじめとする過去の災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されておらず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。

災害時など非常時における困難は、性別や年齢、障がいの有無など様々な社会的状況によって影響が異なります。このため、社会的要因による非常時の困難を最小限にしていくことが重要であることから、平時からあらゆる施策に女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を組み込んでいくとともに、多様性を受容し、配慮していくことが必要です。

（６）SDGs の達成と鹿嶋版地方創生に向けた取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）とは、国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための 17 の目標から成る国際目標であり、「誰一人取り残さない」社会を理念に、経済・社会・環境の各分野の課題について統合的な解決を図っていくものです。この目標のうち、目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」は、17 すべての目標達成の礎であるとともに、本市における持続可能なまちづくりにつながる地域の好循環・相乗効果を生み出す礎でもあります。あらゆる分野において、多様な人材が参画し、認め合い、受け入れ合う機会と風土を作り出していく、ダイバーシティ&インクルージョン（多様性の包摂）の実現に向けた取り組みが大変重要となっています。この

ため、その実現を阻害するジェンダー・バイアスやアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に配慮し、ダイバーシティ&インクルージョンや男女共同参画の視点が全ての施策や事業に反映されるよう取り組みを推進するとともに、それらを点検し、その実現に向けて着実に各種施策や事業を推進・展開していくことが必要です。